

太田市立小・中・義務教育学校における  
適正規模及び適正配置に関する基本方針

令和5年10月

太田市教育委員会

## 目 次

1	はじめに（基本方針策定の背景）	1
2	本市の現状と将来予測	2
3	国が示す学校の適正規模と適正配置	5
4	本市における望ましい学校規模と学校配置	6
5	適正化の方策	13
6	適正化の実施にあたって配慮すべき事項	15
7	見直しについて	15

## Ⅰ はじめに（基本方針策定の背景）

太田市教育大綱では、学習指導要領の趣旨である児童生徒同士の協働や、互いの良さや個性、多様な考えを理解し認め合う教育課程の実施に努め、バランスの取れた「生きる力」の育成に取り組むとしています。

全国的な人口減少社会の中、令和4年の出生数が80万人を下回る等少子化が進んでいます。太田市（以下「本市」という。）においても、ゆるやかではありますが、児童生徒数の減少が続くと予想され、学校の小規模化が見込まれています。

学校の小規模化は、教育活動や学校運営等に影響を及ぼすことが懸念されています。小規模な学校では一人ひとりに目が届き、個に応じたきめ細やかな指導ができる良さがありますが、その代わりに多様な価値観に触れる機会が少なくなりがちになる、コミュニケーション能力を伸ばす機会が限られる等、課題も抱えています。子どもたちに、より良い教育環境を整えていくという目的を実現していくためにも、学校規模と学校配置の適正化という観点でこれらの課題を改善に向けて検討していく必要があります。本市としては、児童生徒数の減少は喫緊の課題ではありませんが、早い段階から本市の基準を定めることにしました。

この課題に対し、令和4年7月に「太田市学校適正規模及び適正配置審議会」を設置し、本市立小・中・義務教育学校の適正規模と適正配置のガイドラインについて本市教育委員会から諮問しました。計7回審議会が開催され、令和5年5月に答申を受けました。

本市教育委員会では答申を踏まえ、「教育環境を整備し、質の高い教育を維持継続」できるよう、「太田市立小・中・義務教育学校における適正規模及び適正配置に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）を定めました。

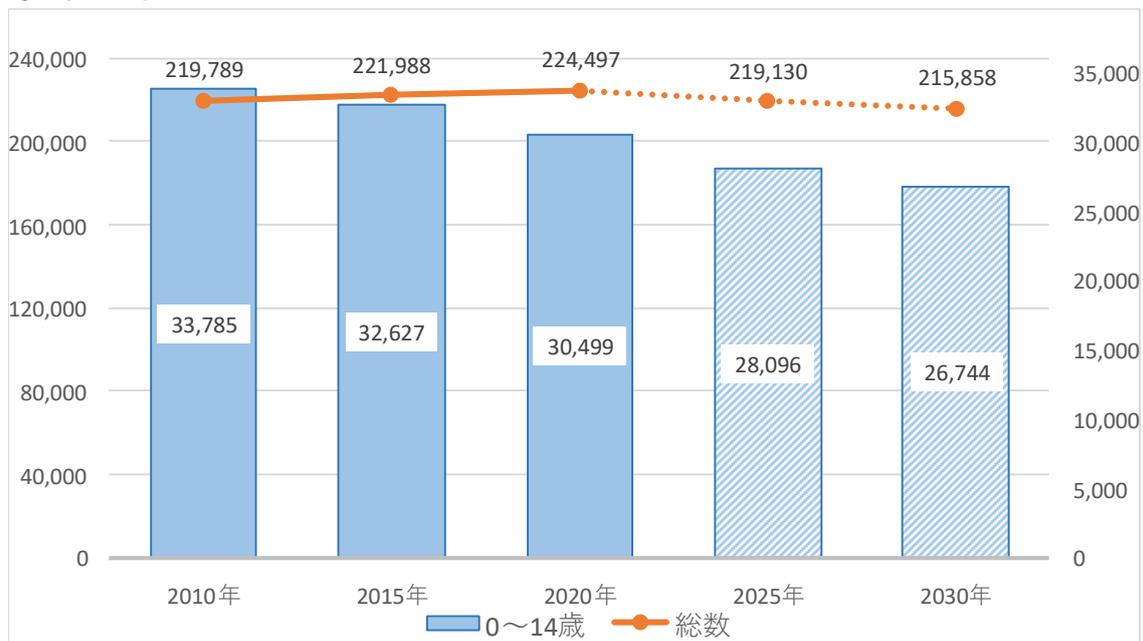
なお、本基本方針は、学校の再編について具体的な計画を示すものではなく、長期的視野をもって、事前に学校規模と学校配置の適正化に関する基準を設けることを目的としています。

## 2 本市の現状と将来予測

### (1) 人口の推移と今後の予測

本市の人口は、2020（令和2）年にピークを迎え、2030（令和12）年にはピーク時から約8,600人（約3.8%）減少する予測です。

本市の年少人口（0～14歳）は、2010（平成22）年頃から減少し、2030（令和12）年には2010年から約7,000人（約20%）減少する予測です。



※2010～2020年 住民基本台帳人口（基準日：3月31日）より

※2025～2030年 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」より

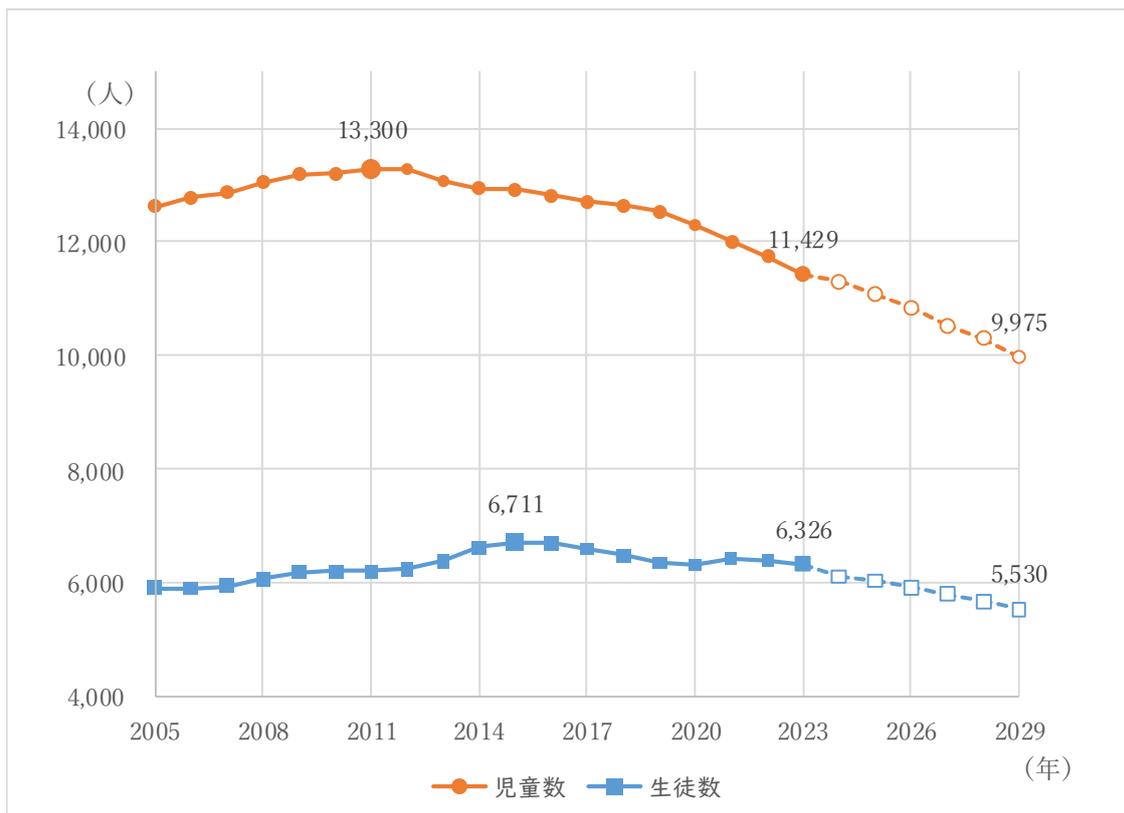
下記は、本市の人口ピラミッドより、年少人口を抜粋したものです。年少人口は、若齢になるほど減少する傾向です。小学校入学前の未就学児は、各年齢とも2,000人を下回ります。



※「太田市の人口ピラミッド（令和5年3月31日現在）」より一部抜粋

## (2) 児童生徒数の推移と推計

本市の児童数<sup>注1</sup>は2011（平成23）年に13,300人、生徒数<sup>注2</sup>は2015（平成27）年に6,711人とそれぞれピークを迎え、それ以降、減少傾向です。また、本市の出生数も年々減少しており、年間2,000人に満たない状況が続いています。今後も児童生徒の減少が見込まれ、2029（令和11）年には児童数9,975人、生徒数5,530人という推計が出ています。本市の児童生徒数の推移は以下のグラフのとおりです。



※2005（平成17）年～2023年（令和5年）

「学校基本調査」（令和5年5月1日現在）のデータ参照（実線）

※2024（令和6）年～2029年（令和11年）

住民基本台帳の「出生数」を基にした予測（破線）

### 注1 児童数について

本市立小学校と義務教育学校前期課程（1年～6年）に通う人数

### 注2 生徒数について

本市立中学校と義務教育学校後期課程（7年～9年）に通う人数

### (3) 1学級あたりの児童生徒数について（学級編制の基準）

1学級あたりの児童生徒数については、各都道府県教育委員会が「基準」を設けています。群馬県では国の「学級編制の標準」を下回る「学級編制基準」を設けています。

本市では、群馬県の基準に基づき、本市立小学校と義務教育学校の1・2年は「30人」、小学校3年～中学校3年と義務教育学校3～9年は「35人」を上限とした学級編制を行っています。

学年	小学校 義務教育学校前期課程						中学校 義務教育学校後期課程		
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	1年 7年	2年 8年	3年 9年
国（標準）	35	35	35	35	40	40	40	40	40
群馬県	30	30	35	35	35	35	35	35	35

※令和5年現在

学年ごとの児童生徒数により学級が編制されるため、児童生徒数の増減により、学級数も増減します。また、学級数で教職員の人数も算定されるため、学級数の増減により教職員数も増減します。

### (4) 学校の配置状況

本市立小学校について、通学距離は、おおむね4キロメートル以内の範囲にあります。本市立中学校と義務教育学校について、通学距離は、おおむね6キロメートル以内の範囲にあります。下記の表は、地区別学校数（所在地）を示したものです。

地区	太田	九合	沢野	葦川	鳥之郷	強戸	休泊	宝泉	毛里田	尾島	木崎	生品	綿打	藪塚 東部	藪塚 西部
小学校	1	3	3	2	2	1	1	3	1	2	1	1	1	1	1
中学校	1	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1
義務教育学校				1 注3											

注3 本市では、太田東小学校・葦川西小学校・北中学校（当時）を統合し、北中学校（当時）の敷地に2021（令和3）年、義務教育学校「北の杜学園」を開校しました。

なお、本市では、原則「小学校において、通学距離がおおむね2.5キロメートル以上ある場合は、スクールバスを利用できる」とされており、現在、小学校と義務教育学校13校でスクールバスを運行しています。

### 3 国が示す学校の適正規模と適正配置

学校の集団規模の確保は、質の高い教育の維持継続や、教職員の指導体制の充実、円滑な学校運営にあたり重要です。

学校教育法施行規則では、規模の標準は小学校、中学校とも12学級以上18学級以下、義務教育学校は18学級以上27学級以下です。ただし、「地域の実態その他により特別の事情があるときは、この限りではない」と弾力的なものになっています。平成27年に国が示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」においても、「それぞれの地域の実情に応じた最適な学校教育の在り方や学校規模を主体的に検討すること」が求められるとしています。

また、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律では、通学距離について、小学校がおおむね4キロメートル以内、中学校でおおむね6キロメートル以内という基準があります。通学時間による考え方としては、小・中学校ともにおおむね1時間以内を目安としています。

#### (1) 国が示す適正規模と適正配置

適正規模	下限	上限
小・中学校	12学級	18学級
義務教育学校	18学級	27学級

適正配置	通学距離	通学時間
小学校	おおむね4キロメートル以内	おおむね1時間以内
中学校 義務教育学校	おおむね6キロメートル以内	

## 4 本市における望ましい学校規模と学校配置

本市では、児童生徒数の減少傾向下においても、質の高い教育を維持継続できるように、本市の児童生徒数の動向や国が示す規模の標準を踏まえ、望ましい学校規模や通学時間を以下のとおりとします。

### (1) 小学校

望ましい学校規模	・ 12～24学級（ <u>適正規模</u> ） （6～11学級、25～30学級も <u>許容範囲</u> <sup>注4</sup> とする） ・ 全児童数120人を超える程度
望ましい通学時間	・ おおむね50分以内（スクールバス通学を含む）

※特別支援学級は、学級編制の基準が異なるため、学校規模における学級数・児童数には含みません。以下同じ。

#### ①学級数について

各学年でクラス替えが可能な12学級以上を適正規模とします。ただし、複式学級<sup>注5</sup>を編制せず、各学年で学級を編制できる6学級までを許容範囲とします。なお、1学級20人以下の学級編制を考慮し、児童数の下限を120人とします。

今ある施設を有意義に使い、学校の運営や集団の把握がしやすい24学級までを適正規模とします。ただし、児童数の推移予測や現状の学校運営状況を踏まえ、30学級までを許容範囲とします。

#### 上記学級数とした観点

許容範囲の下限（6学級）

- ・ 複式学級は、異なる学年が同じ教室で授業を受けることから、学年ごとの指導時間が短くなる、また、話し合いの学習が成り立ちにくい傾向があるため

適正規模の下限（12学級）

- ・ 児童同士が新しい人間関係を築き、交友関係を広げやすいため
- ・ お互いを尊重し、切磋琢磨する場を持ちやすいため

適正規模の上限（24学級）

- ・ 学年全体や、学級を超えた活動に適した規模であるため
- ・ 教職員を確保でき、様々な課題に組織的に対応しやすいため

許容範囲の上限（30学級）

- ・ 少子化傾向であり、将来的には適正規模の範囲内に向かうと予測されるため
- ・ 規模が大きくなりすぎると学校行事の運営や、状況の把握が難しくなるため

## ②通学時間について

低学年の児童の徒歩通学を考慮し、50分以内を望ましい通学時間とします。なお、スクールバスを使用した場合も、同様に50分以内を望ましい通学時間とします。

### 上記通学時間とした観点

- ・低学年の児童が歩くペースを基準とするため
- ・スクールバスを含めての50分であり、児童への過大な負担とならないと想定されるため

### 注4 許容範囲について

以下の事由等により、学校の現状を考慮し、早急な対応までは必要なく、今後の児童生徒数や学級数の推移を注視する規模として、許容できる範囲を定めました。

- ・学校の努力や創意工夫により、教育水準を維持しながら学校が運営できる規模であるため
- ・予測が難しい転入転出等による学級数の増減に対応するため
- ・学年による学級の定員の差を考慮するため

### 注5 複式学級について

複式学級は、2つの学年の児童又は生徒で編制する学級です。以下の基準で編制されます。

小学校 義務教育学校前期課程	2つの学年の児童数の合計が「16人」以下 (1年生を含む場合は「8人」以下)
中学校 義務教育学校後期課程	2つの学年の生徒数の合計が「8人」以下

複式学級では、異なる学年が同じ教室で授業を受けるため、一方の学年が教職員から直接指導を受けている間、もう一方の学年は児童生徒だけで課題学習することになります。

## (2) 中学校

望ましい学校規模	・ 9～18学級（ <u>適正規模</u> ） （6～8学級、19～24学級も許容範囲とする）
望ましい通学時間	・ おおむね30分以内（原則自転車通学）

### ①学級数について

多様な個性に出会うよう、効果的にクラス替えができる9学級以上を適正規模とします。ただし、クラス替えが可能な6学級までを許容範囲とします。

今ある施設を有意義に使え、学校の運営や集団の把握がしやすい18学級までを適正規模とします。ただし、生徒数の推移予測や現状の学校運営状況を踏まえ、24学級までを許容範囲とします。

### 上記学級数とした観点

許容範囲の下限（6学級）

- ・ 中学校は、小学校より人間関係が複雑化する時期であり、交友関係が固定化されないためにも、クラス替えが有効であるため

適正規模の下限（9学級）

- ・ 教科担任制<sup>注6</sup>が工夫により運用でき、教科に応じた免許を持った教職員の指導が受けられるため

適正規模の上限（18学級）

- ・ 学年全体や、学級を超えた活動に適した規模であるため
- ・ 教職員を確保でき、様々な課題に組織的に対応しやすいため

許容範囲の上限（24学級）

- ・ 少子化傾向であり、将来的には適正規模の範囲内に向かうと予測されるため
- ・ 学年による生徒数の差や、予測が難しい転入転出等に対応するため

### ②通学時間について

原則自転車通学であり、30分以内を望ましい通学時間とします。

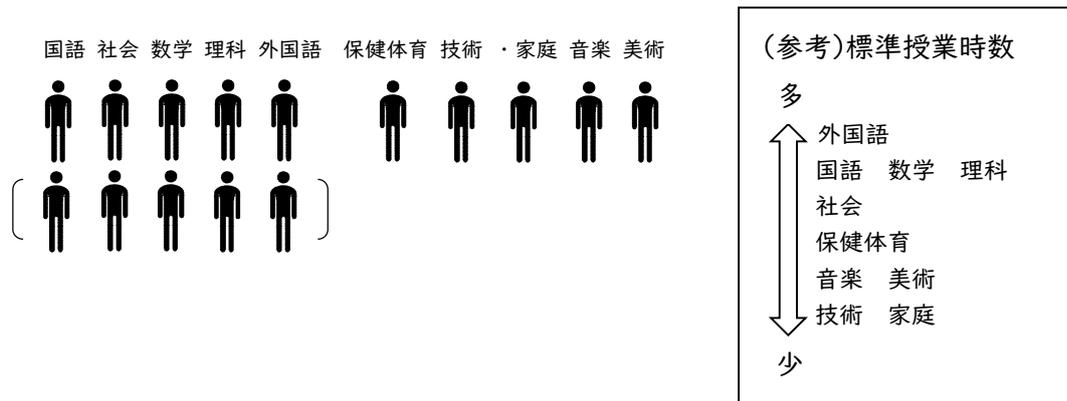
### 上記通学時間とした観点

- ・ 天候の状況や部活動で帰宅が遅くなること等を考慮し、この時間を越えては安全性確保が困難と想定されるため

## 注6 教科担任制について

中学校において一般的に採られる、教職員が専門科目ごとに授業を担当する方法。小学校は、すべての教科を担当が教える学級担任制を基本としていますが、文部科学省は令和4年度から、全国の公立小学校高学年で本格的に教科担任制の導入を進めています。

中学校は9教科、10人の担当教職員が必要（主要5教科について2人ずつ確保する場合は、15人の担当教職員が必要）です。



教職員の人数は、群馬県の基準により、学級数に応じて算定されます。そのため、学級数が少なくなると、教職員の人数も少なくなります。教職員が少ない場合は、他校教職員兼務等の工夫<sup>注7</sup>により指導を行います。各教科免許を持つ教職員が配置できず、免許外での教科指導<sup>注8</sup>が生じる場合もあります。

## 注7 教職員が少ない場合の工夫

- ・ 他校の教職員が兼務で指導する 
- ・ 教職員が追加配置されることがある 
- ・ 特別支援学級が学級数に含まれ、教科の指導も行う 

## 注8 免許外教科担任制度

ある科目の免許状を保有する教職員を配置できない場合に、1年以内の期間に限り、都道府県教育委員会の許可により、当該教科の免許状を有していない教職員に当該教科の授業を担当させる制度です。

### (3) 義務教育学校

望ましい学校規模	・ 18～27学級（ <u>適正規模</u> ） （28～30学級も <u>許容範囲</u> とする）
望ましい通学時間	・ 前期課程：おおむね50分以内（スクールバス通学を含む） ・ 後期課程：おおむね30分以内（原則自転車通学）

#### ①学級数について

各学年でクラス替えが可能な18学級以上を適正規模とします。

効果的にクラス替えができる27学級までを適正規模とします。ただし、児童生徒数の推移予測や現状の学校運営状況を踏まえ、30学級までを許容範囲とします。

#### 上記学級数とした観点

適正規模の下限（18学級）

- ・ 前期課程から後期課程になっても大きく環境が変わらず、単学級の学年は卒業まで（最大9年間）クラス替えができないことが想定されるため、18学級を下限とし、下限の許容範囲は設けない
- ・ 後期課程では、前期課程と連携することにより教科担任制が運用できるため

適正規模の上限（27学級）

- ・ 後期課程だけで9学級となることから、教科担任制が運用しやすくなるため
- ・ 教職員を確保でき、様々な課題に組織的に対応しやすいため

許容範囲の上限（30学級）

- ・ 少子化傾向であり、将来的には適正規模の範囲内に向かうと予測されるため
- ・ 学年による児童生徒数の差や、予測が難しい転入転出等に対応するため

#### ②通学時間について

前期課程は、小学校と同じおおむね50分以内（スクールバス通学を含む）を望ましい通学時間とします。後期課程は、中学校と同じおおむね30分以内（原則自転車通学）を望ましい通学時間とします。

#### 上記通学時間とした観点

- ・ 前述小学校、中学校に同じ





## 5 適正化の方策

今後、望ましい学校規模から外れる場合は、通学時間と通学路の安全性確保等について考慮しながら学校規模の適正化に向けた検討が必要です。

### (1) 学校規模の適正化を図る方法

#### ①児童生徒数推移の注視を続ける

児童生徒数推移の推計で、ほぼ横ばいや今後の増加が見込まれる場合、又は地理的条件から通学区域の弾力化や見直し、隣接校との統合等が難しい場合は、少人数における教育の維持について検討する

#### ②通学区域の弾力化

通学区域の変更が許容される調整区域を指定して、バランスを取ることで、より、学校規模の適正化に繋がるか検討する

#### ③通学区域の見直し

地区の特性に配慮しながら、隣接校と通学区域を大幅に見直すことにより学区を変更し、学校規模の適正化に繋がるか検討する

#### ④学校の統廃合

上記通学区域の弾力化や見直しによっても継続的な学校規模の適正化に繋がらない場合は、隣接校との統合を検討する

小学校同士の統合、中学校同士の統合、小学校と中学校が統合する義務教育学校化等の統合、又は通学区域を大きく変更する学校の分割が学校規模の適正化に繋がるか検討する

学校の規模と配置の検討は長期に及ぶものです。そのため、本市の出生数から推計して、許容範囲を外れる見込みとなった場合は、教育委員会で方策等について検討を開始し、許容範囲を外れる見込みとなる年度のおおよそ5年前から、該当する地区で地区委員会を立ち上げる等、検討準備を開始します。

## **(2) 段階的な小中一貫教育化について**

前述の④学校の統廃合の方法の一つとして、義務教育学校化する場合は、既存校のままで小中一貫教育化を始める段階的な移行が考えられます。小中一貫型小学校・中学校は、「組織」については義務教育学校との差異が見られますが、「教育課程」や「教育課程の特例（独自の教科の設定や指導内容の入替え・移行等）」については同じ取り扱いであり、義務教育学校と同様の小中一貫教育化を推進することが可能です。

そのため、まずは小中一貫型小学校・中学校を開校し、児童生徒の交流や教職員同士の人事交流が進展し、準備が整った時点で施設一体型の義務教育学校へ移行します。

段階的に小中一貫教育化を進めることにより、児童生徒や教職員が徐々に環境に適応していくことが可能となり、心理的負担を和らげることができる方法と言えます。

## **(3) 適正化に向けた基本的な考え方**

学校規模の適正化に取り組むにあたり、基本的な考え方は以下のとおりです。

- ・児童生徒にとって、より良い「教育環境を整備し、質の高い教育を維持継続」することを目的に学校規模と配置の適正化を進める
- ・通学距離や地域との繋がりに配慮し、可能な限り現在の中学校区の範囲内における通学区域の弾力化や見直し、学校の統廃合や小中一貫教育化により適正化を検討する
- ・学校は地域コミュニティの核としての性格を有することから、教育の質の向上・維持のみに焦点を当てるのではなく、地域の方々の考えや地理的・歴史的背景、小・中学校の繋がり等も考慮する
- ・学校規模だけでなく、校舎等学校施設の建築後経過年数や大規模改修の時期等も考慮する

## 6 適正化の実施にあたって配慮すべき事項

学校規模と学校配置の適正化に向けた対応は、児童生徒と保護者だけでなく、その学校区がある地域に大きく関わる課題になります。地域ごとに歴史や伝統があり、そこに住む方々は、学校を重要な存在として捉えてきました。学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、地域の核としての性格を有しており、防災拠点や交流の場等、様々な機能を併せ持っています。そのため、地域の事情等に十分配慮して対応を検討する必要があります。

また、適正化により、児童生徒の学習・生活環境が大きく変化します。児童生徒に過大な心理的負担が生じないように、以下の取り組みを実施する等の配慮が必要です。

- ・通学区域の見直しや統合を実施する場合は、早い段階から対象校の児童生徒同士の交流を行い、環境の変化に戸惑うことがないように配慮する
- ・適正化の実施にあたり、学習環境や学校生活の変化によって児童生徒に大きな影響が出ないように、きめ細かな支援に努める
- ・児童生徒の安全を確保するため、必要に応じて保護者や地域の方々と共同して通学路の点検・調整を行う
- ・対象校に在籍している教職員を適正配置後の学校にも一定数配置し、児童生徒に引き続き丁寧な対応ができるようにする
- ・対象校の教育方針等について、早い段階から調整を開始し、教職員に対して必要な研修を実施する

これらの取り組みについて、本市教育委員会において対応方針を十分に検討し、学校の現状と課題等について保護者や地域の方々と認識を共有し、相互理解を図りながら、必要な対策を実施していきます。

## 7 見直しについて

基本方針については、児童生徒数の動向や教育環境の変化、国の教育制度の変更や社会情勢の変化を踏まえながら、必要に応じて検証し見直すものとします。